

■ 令和5年度 第3回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

安心して住み慣れた地域で暮らせる環境づくり
について

令和5年10月3日



目次

- 1 給付適正化の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 地域で支え合う仕組みづくり・・・・・・・・・・ P 2
- 3 高齢者の孤立防止対策・・・・・・・・・・ P 3~4
- 4 終活支援の推進・・・・・・・・・・ P5
- 5 在宅医療・介護連携・・・・・・・・・・ P6~7
- 6 相談支援体制の充実・・・・・・・・・・ P8
- 7 権利擁護支援体制の充実・・・・・・・・・・ P9~10

1 給付適正化事業の充実

給付適正化主要5事業について

国資料

見直しの方向性

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、**給付適正化主要5事業の再編(給付適正化3事業に再編)、実施内容の充実**を図る。

【5事業の再編】

- ・現行の給付適正化主要5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「**介護給付費通知**」を外して**任意事業に位置づける**。
- ・「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」は、実施の効率化を図るため、事業の性質的に親和性が高い「**ケアプラン点検**」に**統合**する。
- ・再編後の3事業については**実施率100%を目指す**。

【実施内容の充実】

- ・「**ケアプラン点検**」について、保険者が効果的に実施できるようにするために、国保連の**帳票を活用した点検に重点化**することとする。**高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検**についても、その一環として推進していく。
- ・「**医療情報との突合・縦覧点検**」についても、費用対効果が期待される**帳票に重点化した点検**を行うこととする。
- ・実施件数に係る定量的な目標値の設定を求め、確認件数の拡大を図る。

【公表】

- ・給付適正化3事業の取組状況について**公表**。

岐阜市実施	事業	見直しの内容	見直し後
○	要介護認定の適正化	・要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。	要介護認定の適正化
○	ケアプランの点検	・一本化する。	ケアプランの点検 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
○	住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	・国保連からの 給付実績帳票 を活用し、 費用対効果が期待される帳票に重点化 する。 ・小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。(協議の場で検討)	
○	医療情報との突合・縦覧点検	・ 費用対効果が期待される帳票に重点化 する。 ・小規模保険者等にも配慮し、 国保連への委託を進める 。(協議の場で検討)	医療情報との突合 ・縦覧点検
×	介護給付費通知	・費用対効果が見えにくいため、主要事業から除外し任意事業とする。	

2 地域で支え合う仕組みづくり

日常生活圏域協議体設置事業

(事務局 地域包括支援センター)

地域における様々な人たちが集い、
地域課題の抽出、地域の強みの再発見、
自分たちでできることの確認等
支え合いの仕組みづくりを検討する会議



⇒地域のニーズと
地域資源の見える化

生活支援コーディネーター

支え合いの仕組みづくり推進事業

(岐阜市社会福祉協議会に委託)

日常生活圏域協議体の事務局である地域包括支援センターと
連携し、生活支援サービスの創出や地域資源の発掘、創出
のための働きかけを実施

⇒ニーズと地域資源（サービス）をマッチング

住民主体型デイサービス

(住民団体、老人クラブ、NPO等に補助)

高齢者の閉じこもり等を予防し、
地域において高齢者の自立した生活を支援するため
「気軽に集える場」を自主的に運営する取り組みを支援

1回 5,000円（上限）補助



各地域で
インフォーマルな
サービスが多数
創出される

移動販売の誘致
小さな手助け
畑を活用した交流の場
など



支え合い活動実践者養成事業

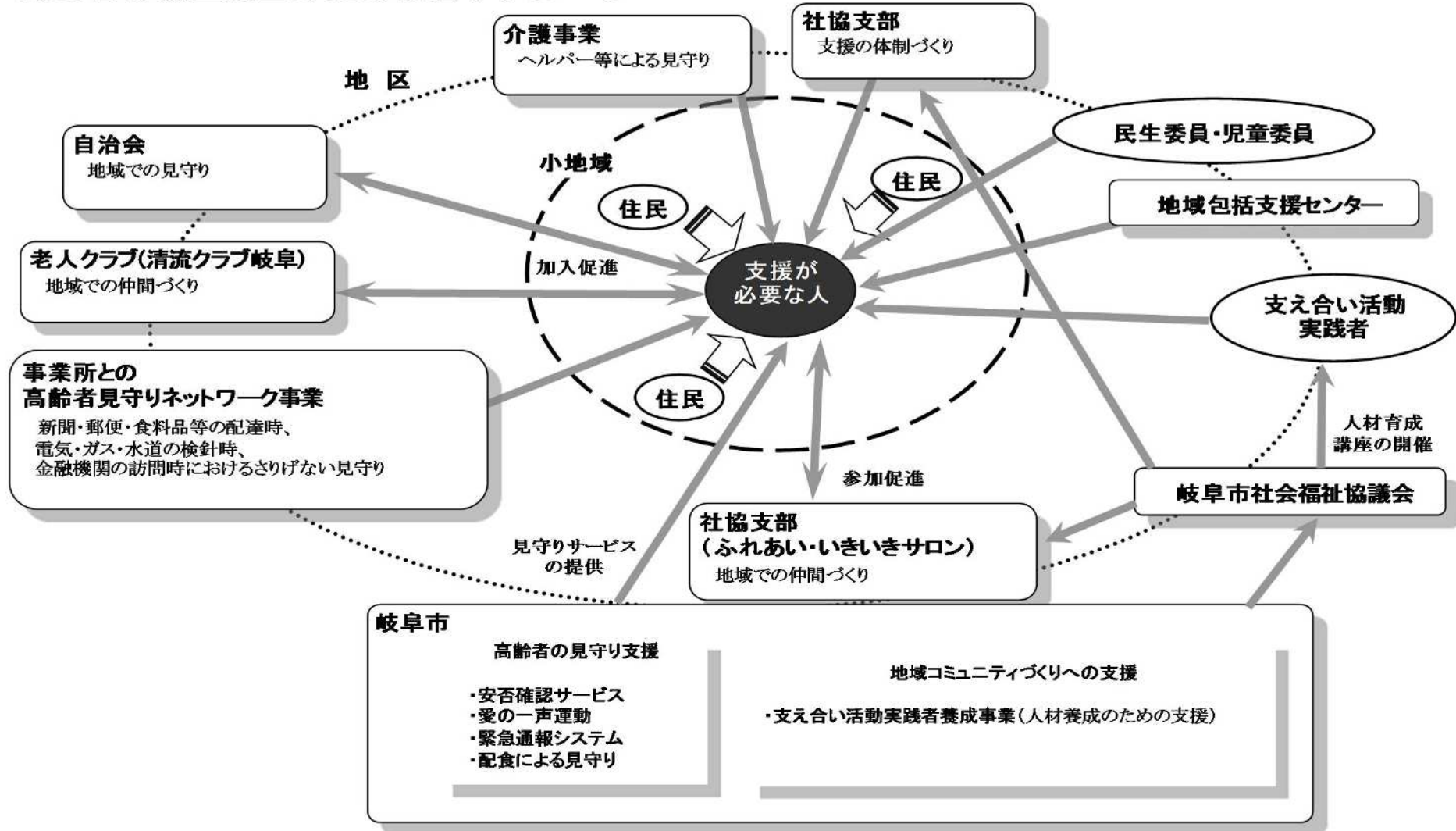
(岐阜市社会福祉協議会に委託)

地域づくりの推進には、担い手が不可欠
地域住民が主体で運営している住民参加サービス
などの担い手を養成するため、養成講座を開催

⇒地域で活躍できる人材を育成

3 高齢者の孤立防止対策①

高齢者の孤立防止のための見守りイメージ



3 高齢者の孤立防止対策②

○高齢者見守り事業

- ・安否確認サービス事業

感知センサーにより見守り、一定時間反応がないときに安否確認センターから、電話で安否確認を行う。



↑固定電話タイプ



↑LTEタイプ

資料：合同会社ネコリコ HPより

- ・「愛の一声運動」推進員設置事業

ひとり暮らしの高齢者等に「お元気ですか」と一声をかけて、見守り、安否を確認する。

- ・緊急通報体制支援事業

緊急通報用装置を貸与し、緊急時に緊急ボタンを押すとセンターにつながり、救急車を要請するなどの対応。相談ボタンを押すと健康相談ができる。



- ・配食による見守り事業

弁当の配達時に、高齢者の安否を確認する。

- ・高齢者見守りネットワーク事業

協力事業所で見守りネットワークをつくり、協力事業者が職務中に高齢者等の異変を発見した時に、関係者へ連絡する。

○ひとり暮らし高齢者ガイドブックの発行

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、日々の生活の不安をなくし、安心して暮らせるよう、利用できるサービスや相談窓口を紹介する「ひとり暮らし高齢者ガイドブック」を発行



4 終活支援の推進

「エンディングノート」発行

終活の目的は、自分の人生を、最期まで責任を持ち、残りの時間を豊かに実らせることであり、**終活支援の一環として「エンディングノート」を、希望者に無料で配布**
広告枠を設け、民間事業者と共同発行することで、本市が費用を負担することなく発行



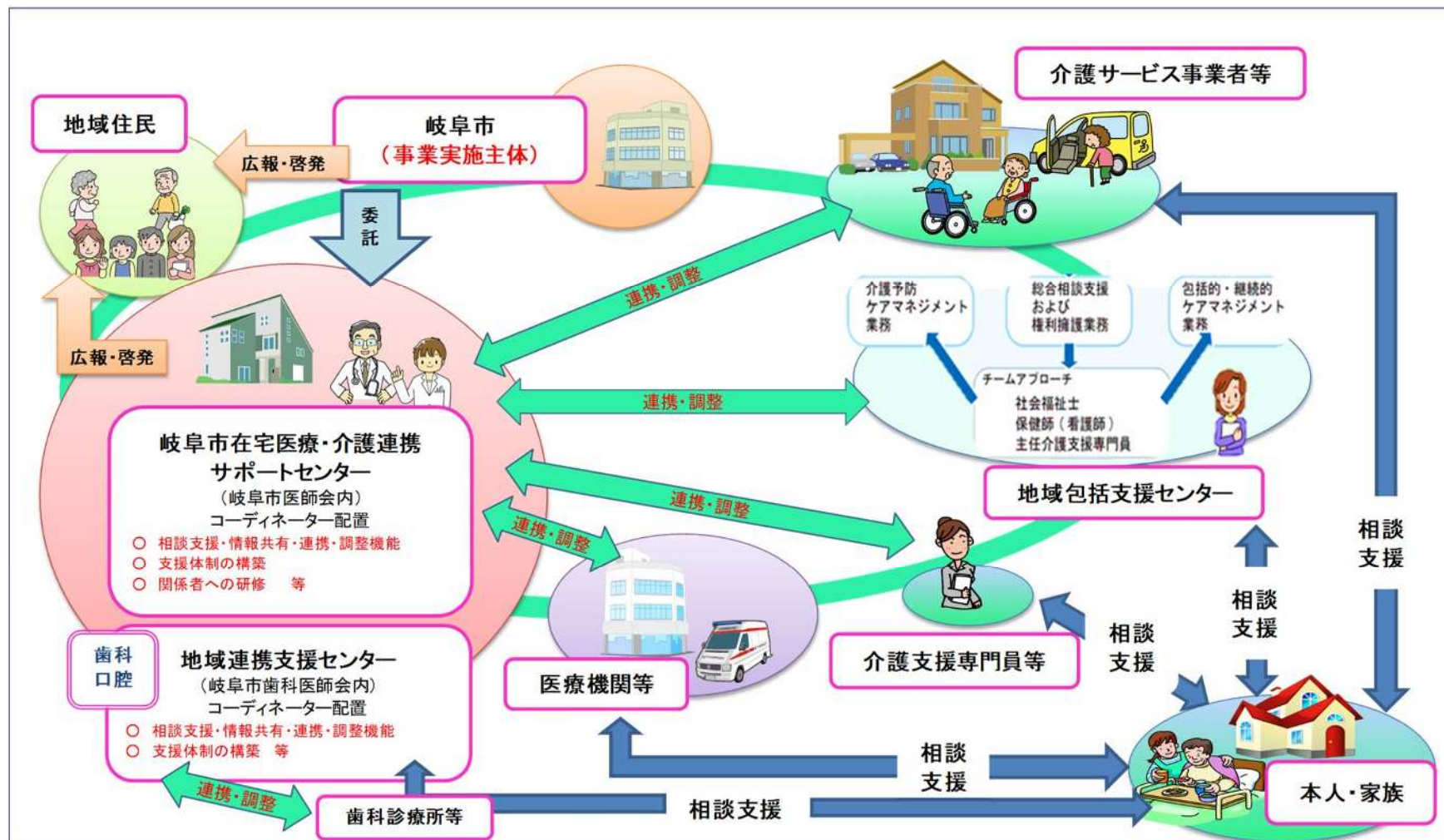
わたしのあんしん終活登録事業

高齢者が、病気や事故などで意思表示できない、または亡くなったもしもの時に、事前に登録した緊急連絡先や遺言書の保管場所などの終活に関する情報を、警察署、消防署、医療機関、福祉事務所や本人が指定した方からの照会に対して、**市が本人に代わって伝える事業**
登録した高齢者には、「登録カード」と「登録証」を交付



5 在宅医療・介護連携①

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護関係者の連携を推進する。



5 在宅医療・介護連携②

取り組み内容

(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

■ 在宅医療・介護連携サポートセンター（市医師会委託）相談件数（R4）：54件

…地域の医療・介護の関係者から相談を受け、連携を支援する窓口

■ 地域連携支援センター（市歯科医師会委託）相談件数（R4）：77件

…在宅歯科医療を中心に歯科・医療・介護関係者の連携を支援する窓口

(2) 退院支援ルールの策定

病院関係者と在宅医療・介護担当者が連携して、患者が入院治療から在宅療養にスムーズに移行するための

基本的なルールを策定し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築する

(3) 医療・介護・福祉早わかりマップの作成

各地域包括支援センターのエリアごとに、地域の医療や介護資源について掲載

(4) 市民への普及啓発

■ 講演会の開催等（在宅医療や必要なサービスについての理解をすすめる）

「もしもの時の医療と介護を考える講演会」を開催



6 相談支援体制の充実

○地域包括支援センターの体制強化

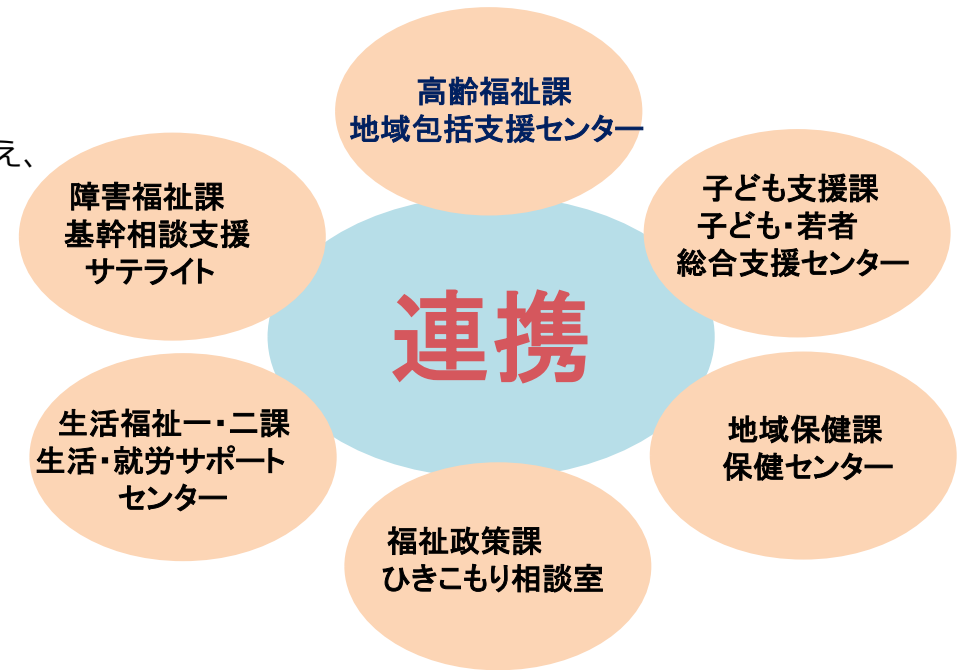
市内**19か所**に設置

地域の身近な**相談窓口**として高齢者の総合的な支援を行うほか、地域の関係者による**ネットワークの構築**、地域住民による支え合う体制の構築に取り組んでいる。地域包括ケアシステムを推進するために、**地域の課題解決の拠点**として、関係機関と連携しながら、その機能をより一層充実していくことが求められている。市内3か所の機能強化型地域包括支援センターが困難事例や業務への相談、後方支援を行っている。

加えて、

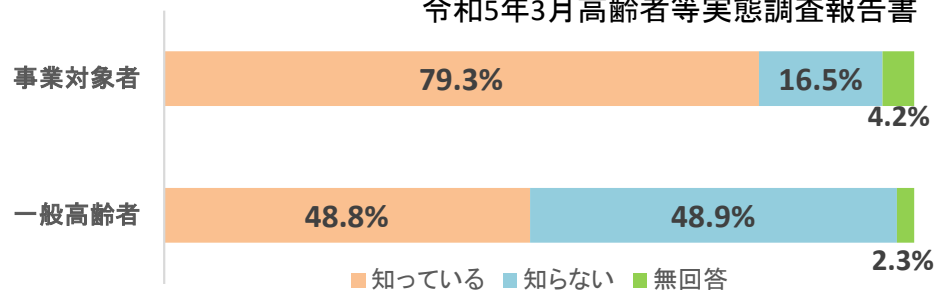
認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど**家族介護者支援**や

重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることも踏まえ、障がい分野や児童福祉分野など**他分野との連携促進**を図っていくことが重要である。



高齢者総合窓口としての地域包括の周知度

令和5年3月高齢者等実態調査報告書



7 権利擁護支援体制の充実①

○高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待とは、高齢者(65歳以上)が、他者(家族、知人、施設職員等)の暴力や金銭搾取等不適切な扱いで、権利侵害や生命、健康を脅かす状態におかれること

自分自身の生活に無関心になるセルフネグレクトも含む

発生要因は、介護疲れ、貧困、認知症、人間関係、加害者側の疾病など様々である

本市の養護者(家族等)による虐待相談件数

H30	R1	R2	R3	R4
55	121	81	79	98



⇒虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合に、速やかに市や地域包括支援センターに相談・通報ができるように、高齢者虐待の**正しい知識や理解の普及啓発**を行う(リーフレットの作成等)

⇒緊急を要する場合には保護、入所措置や**成年後見制度の利用**など事例に応じ対応

⇒虐待を行った養護者には、精神疾患や貧困などの困難な問題を抱えている事例が多くあり、**養護者に対する相談、助言等支援が必要**

⇒高齢者虐待の背景は、複雑かつ複合的であり、支援には、**関係機関との連携が重要**

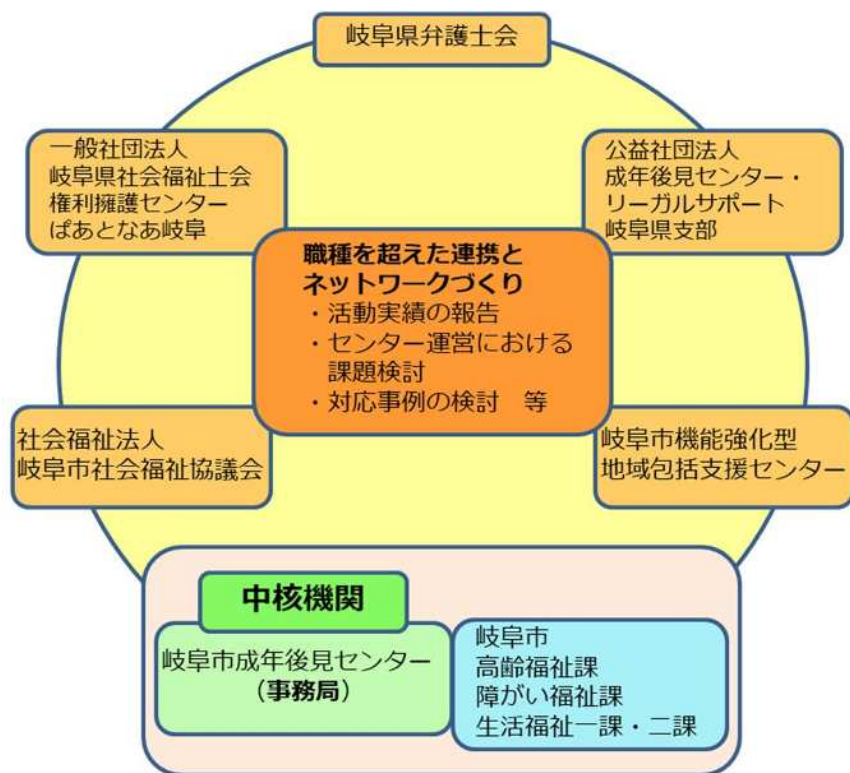
⇒介護保険施設及び事業所において、運営規程に定めておかなければいけない事項として、「**虐待防止のための措置に関する事項**(虐待防止のための対策を検討する委員会、虐待防止のための指針、従業者に対する研修)」が**令和6年4月1日から義務化**されるため、より一層の**指導強化が必要**

7 権利擁護支援体制の充実②

○成年後見制度の相談支援

地域連携ネットワーク

(岐阜市成年後見センターネットワーク構築会議)



岐阜市成年後見センターを開設(令和3年度～)

業務内容

- (1) **広報**：成年後見制度の普及啓発
パンフレットの作成，市民向け講座の開催等
- (2) **相談**：成年後見制度に係る相談対応
市民や福祉関係者等からの相談対応，
専門職による相談会の実施、会議への参加等
- (3) **利用促進**：受任者機能等の支援、
ケース検討会議の開催、
法人後見事業運営委員会との連携
日常生活自立支援事業等との連携等
- (4) **後見人支援**：親族後見人等の相談対応・チーム支援
後見人と福祉関係者によるチーム会議の開催 等
- (5) **不正防止効果**：(1)～(4)の機能の実施、
関係者とのネットワーク構築し、抑止力とする

相談実績

令和3年度：543件

令和4年度：878件